

誓 約 書

- ・本道路工事施行承認申請に係る工事が、貴職により完成と認められた場合には道路区域内の道路施設について、貴職に引継ぎをいたします。
尚、工事が完成されても申請内容(土地利用計画)との相違、または予定されている建設が変更・中止した場合は、道路管理者指示のもと申請者の負担により、計画されている申請について、縮小または廃止いたします。
完了検査後、施設の引継ぎをした日から2ヶ年以内に当該工事の瑕疵により道路(道路付属物を含む)が損傷した場合には、申請者自らの負担により補修することを誓約いたします。
- ・貴職の管理する道路敷地(構造物含む)の私的な使用、または置看板等の物件(道路管理者の言う不法物件)を放置(設置)しないことを誓約いたします。
もし、これに違反した場合は、貴所の道路管理員によって、その物件を撤去されても異議を申しません。
- ・本申請書にある道路工事等(承認工事完了検査後の民地内工事を含む)による土砂運搬等で、貴職の管理する道路の汚損をしないことを誓約いたします。
尚、万一道路を汚損した場合は当方にて早急に清掃をいたしますが、交通量が多い等やむを得ない理由により当方が清掃できない場合もしくは、早急な清掃を怠った場合において、貴職が道路清掃を行ったときは、その清掃費用を全額負担いたします。
- ・貴職の管理する道路排水施設(道路排水機能のみを有する施設)には、本申請書にある造成(開発)地域で発生する生活排水等の雑排水を流さないことを誓約いたします。
- ・本申請に起因して、工事中及び工事完成後に発生した第三者との紛争については、当方が責任をもって解決に努力することを誓約いたします。
- ・本申請書にある道路工事箇所において、貴職の管理する物件以外(占有物件)がある場合、それら物件の管理者と十分に連絡調整を行い、当方で移転および保護等の適切な処理をすることを誓約いたします。
- ・本申請書にある道路工事は、他機関の許可(開発申請・農地転用・里道の用途廃止などの許可及び承認等)があった後、速やかにそれら許可書の写しを貴職に提出し、道路工事に着手することを誓約いたします。
- ・一部民地内に設置するものの、構造的に道路区域内の施設と一体となり、道路構造の保全及び道路交通の安全を図る目的で設置する施設がある場合は、上記同様に貴職に引継ぎをいたします。

令和 年 月 日

道路管理者 四国地方整備局長 殿

申 請 者

住所

氏名

印